

請願・陳情の運用方法の見直し

1 地方自治法等の改正

地方自治法	地方議会に係る手続について一括してオンライン化が可能
地方自治法	オンライン化に伴う本人確認が必要
施行規則	→本人確認の方法：電子署名または議会等の指定する方法

2 本市会における署名・記名押印の取扱い

目的	①文書作成の真意確認(本人自らが内容を理解し同意しているか) ②文書内容の真正性の担保(複製・偽造等がない正式に作成されたものか) ※③本人確認(申請者と書類の名義人が同一か)は厳密には求めている。
対象	請願(陳情)提出者・請願の紹介議員

3 オンライン化に向けた課題

○オンライン提出の際の①真意確認・②真正性の担保・③本人確認の方法として、国は電子署名の活用を求めている。

⇒本市の現行の運用では、③本人確認を厳密には求めていないため、電子署名を求める場合、現行よりも厳しい基準を設けることになる。

○電子署名は通常1人の個人が署名することを想定した制度である。

⇒複数人による請願(陳情)の提出や紹介議員の追加など、複数人の①真意確認・②真正性の担保・③本人確認の方法の検討が必要

4 その他現行の運用方法の課題

○請願書・陳情書(写し)等の資料(以下「資料」という。)を議員室に配付
⇒提出された請願(陳情)に関連して質疑・質問できるよう、提出締切後速やかに資料を配付する必要がある。

《提出締切日》

請願・陳情	議案上程日の5日前(休日に当たる場合は翌開庁日に繰下)
通告書	議案上程日の2開庁日前の正午

○資料に付託委員会・所管局等を記載

⇒請願・陳情の提出締切日は全局（または所管調整中の関係局）に対して待機依頼している。所管調整が難航する場合等は、待機及びその後の議会局職員による資料作成等の業務が深夜に及ぶこともある。

○議員室に配付している資料が紙媒体

⇒請願・陳情の提出締切日以降に追加署名（提出者または紹介議員の追加）や請願書（陳情書）の訂正等がある場合は、その都度議員室に配付している紙資料の差替作業を行っている。

5 理事会協議結果（令和6年2月8日運営理事会）

- …オンライン化（地方自治法改正）に伴う運用
- ◇…現行の運用方法の見直し

請願・陳情の提出方法	<ul style="list-style-type: none">●<u>試行実施として陳情のオンライン提出を追加する。</u> ※請願のオンライン提出は複数人の①真意確認等の方法の検討が必要なため、引き続き検討する。●<u>提出方法：横浜市電子申請・届出システム</u>（以下「システム」という）によるものとする。 ※システムは利用登録時に氏名・住所・メールアドレス等に加えパスワードを設定することから、①真意確認・②真正性の担保が可能
署名・記名押印の取扱	● <u>システム提出の場合は記名のみとする。</u> （署名・押印は求めない）
署名簿の提出方法	●システム提出する場合であっても、陳情における署名簿の <u>提出方法は持参・郵送</u> とする。
請願・陳情の提出締切	◇持参・システム： <u>議案上程日の3開庁日前の正午</u> とする。 ◇郵送： <u>議案上程日の4開庁日前</u> とする。
資料の取扱その他	◇資料は <u>横浜市会デジタルキャビネット上で配付</u> する。 （議員室への紙資料による配付を廃止する。） ◇ <u>所管調整中の請願・陳情は、資料に「所管未定」と記載</u> する。 ◇システム提出の陳情に対する結果通知は、 <u>システムにより通知を発送</u> する。